

平成30年度与党税制改正大綱について

本日、「平成30年度税制改正大綱」（以下「大綱」という。）が決定された。今回の税制改正においても多くの課題があったが、地方財政にも十分配慮の上、取りまとめていただいた与党関係者の皆様のご尽力に対し、心から敬意を表する。

本会が長年求めてきた森林環境税については、大綱に「次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税（仮称）（平成36年度から課税）及び森林環境譲与税（仮称）（平成31年度から譲与）を創設する。」と明記された。

町村の悲願である森林環境税の創設が実現することとなった。これまで多大な努力を傾けられた与党関係者をはじめ関係の首長、地方議会関係者の皆様方に厚く感謝申し上げます。森林整備等に必要な恒久的で安定的な財源が確保されることとなったことから、森林の現場に最も身近な我々町村が、強い決意と覚悟を持って、森林・林業施策の推進を通して国民の生活を支える重要な役割を果たしてまいりたい。

ゴルフ場利用税については、昨年度と同様に「長期的に検討する。」こととなったものの、平成30年度は現行制度が堅持された。改めて関係者の皆様方のご尽力に感謝申し上げます。財源の乏しいゴルフ場所在町村においては、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、本会は将来にわたり全力でゴルフ場利用税を堅持する決意である。

町村の基幹税である固定資産税の償却資産課税について、「生産性革命」の一環として減税の特例制度が設けられることとなった。これは、あくまで3年間の時限的なもので、従来のように全国一律の制度ではなく、町村が策定した計画に基づく地方の主体性を重視した仕組みにさせていただくとともに、従来の時限的な特例措置については、その規定を削除することで、期限の到来をもって終了することを改めて明確にさせていただいたところである。

言うまでもなく町村の税財源の大宗を担う固定資産税については、今後とも基幹税の根幹が揺らぐことなく、期限到来時には確実に終了するよう強く求める。

平成29年12月14日

全国町村会長

荒木 泰 臣